

非常災害対策について

(非常災害対策)

条例第 74 条(指定基準第 70 条、解釈通知第四の3(19)) 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害(震災、風水害等を含む。以下この条において同じ。)に際して**必要な設備**を設けなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に関する**具体的計画を立て**、非常災害時の関係機関への**通報及び連絡体制を整備**し、それらを定期的に**従業者に周知**するとともに、定期的に避難、救出その他**必要な訓練**を行わなければならない。

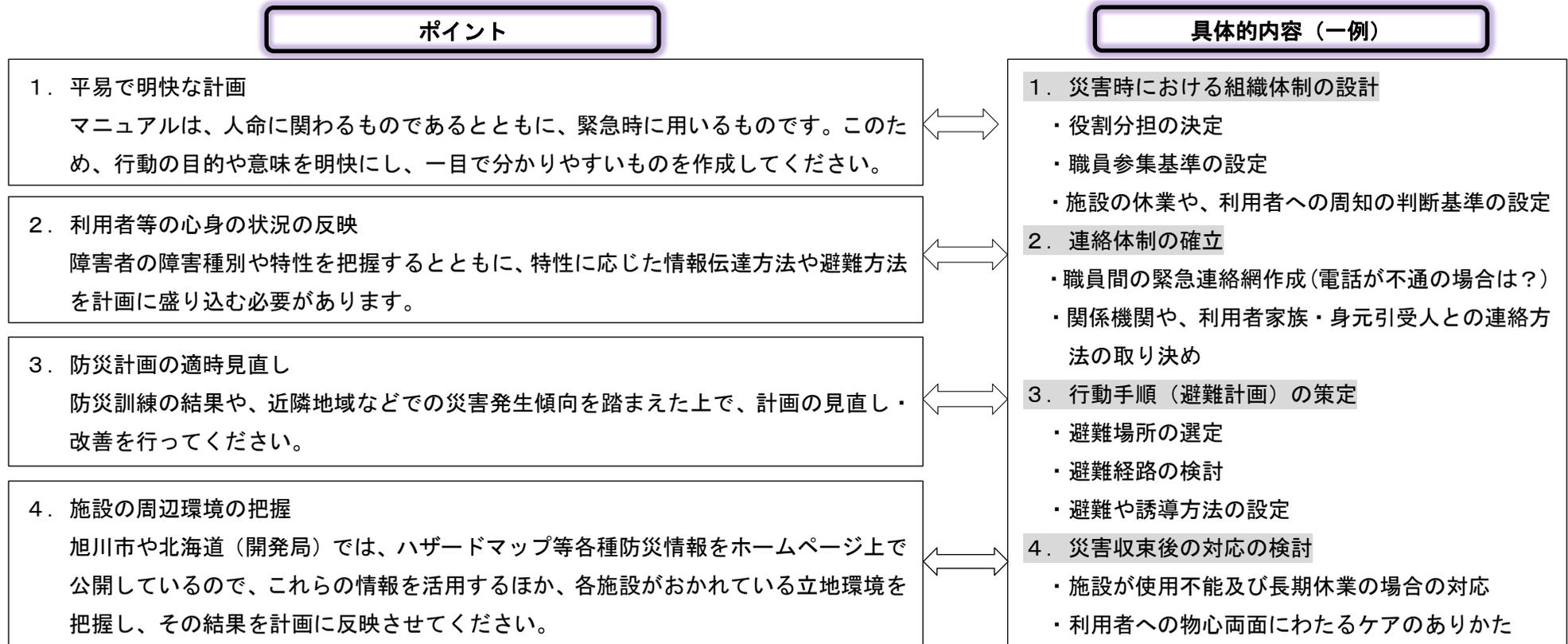
3 前項の非常災害に関する**具体的計画の概要は**、当該施設内の見やすい場所に**掲示**しなければならない。

(地域との連携等)

条例第 78 条 第1項・第2項・第4項 略

3 指定療養介護事業者は、地域住民との連携の下に非常災害時の避難体制の構築に努めなければならない。

1. 非常災害に関する具体的計画を立てること



2. 必要な設備を設けること

防災設備や備蓄品、持ち出し品の定期的なチェック

- ・イザという時、使い物にならないようでは、設備の用をなしません。防災訓練などを通じて、定期的なチェックをお願いします。
- ・帰宅困難者を想定し、必要な物資等の備蓄が必要です。

※点検においても、「記録」が重要です。



設備や備品等による二次的被害の想定

- ・各種設備の転倒や落下による二次被害防止のため、補強などの対策をお願いします。



災害時に力を発揮する設備へ・・・

3. 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと

定期的な避難、救出その他必要な訓練

防災訓練の実施

- ・様々な状況を想定した訓練の実施
- ・避難場所や経路の安全性についての確認
- ・備蓄品や非常災害に際して必要な設備の確認

防災教育の実施

- ・防災に関する研修会等の参加
- ・事業所、施設内での研修の実施

継続的に実施していますか？ 記録は整備されていますか？

緊急時における安全で
迅速な避難の実現

課題などの
発見・整理

計画の見直し・改善

4. 地域との連携について

①地域との意思疎通の促進

地域防災訓練の参加や、地域との情報交換により、コミュニケーションがはかられていますか？

非常時における
地域との協力体制の構築

②近隣施設との連携

近隣の福祉施設や学校、企業などとの連携による相互受け入れ体制等は整っていますか？

③地域の防災計画への位置づけ

地域独自の自主避難計画や災害対策計画がある場合、施設・事業所が、当該計画に盛り込まれていますか？